

○我孫子市低入札価格調査実施要綱

平成21年5月29日訓令第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号。以下「規則」という。）第132条の2に規定する低入札価格調査の実施及び当該低入札価格調査を実施した場合の落札者の決定に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 低入札価格調査 一般競争入札又は指名競争入札を実施した場合にあっては最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格に、総合評価一般競争入札を実施した場合にあっては最高評価値者がした申込みに係る価格について、それぞれその価格によっては、その者による当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために行う調査をいう。

(2) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。

(3) 第1順位者 一般競争入札又は指名競争入札にあっては予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者をいい、総合評価一般競争入札にあっては最高評価値者をいう。

(4) 次順位者 一般競争入札又は指名競争入札にあっては予定価格の制限の範囲内で第1順位者の次に低い価格をもって入札した者をいい、総合評価一般競争入札にあっては最高評価値者の次に高い評価値の者をいう。

(5) 調査対象者 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者をいう。

(低入札価格調査の対象)

第3条 低入札価格調査の対象は、工事又は製造の請負に係る契約で、次に掲げるものとする。

(1) 総合評価一般競争入札によるもの

(2) 一般競争入札又は指名競争入札のいずれかの方法により行うものであって、市長が必要と認めるもの

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、予定価格（規則第126条第1項の規定により決定した予定価格をいう。以下同じ。）の算出の基礎となった次の各号に掲げる経費について、それぞれ当該各号に定めるところにより算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該100分の110を乗じて得た額が、予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の92を乗じて得た額と、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該100分の75を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

2 工事又は製造の性質上前項の規定により難いと認めるものについては、同項の規定にかかわらず、予定価格に100分の92を乗じて得た額から予定価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内で適宜の額とすることができる。

(失格基準価格)

第4条の2 低入札価格調査を実施する場合には、調査基準価格を下回る入札のうち、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして、調査を行うことなく当該入札を失格とする基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を定めるものとする。

2 失格基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる経費について、それぞれ当該各号に定めるところにより算出した額（その額に

1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額

3 前2項の規定にかかわらず、契約の性質上失格基準価格を定めることが適当でないとき市長が認めるときは、これを定めないのである。

(予定価格書への調査基準価格等の記載)

第5条 発注主管課長は、契約事務の適正な執行を確保するため、規則第127条第1項に規定する予定価格書に、調査基準価格(失格基準価格を定めた場合にあつては、調査基準価格及び失格基準価格)を記載しなければならない。

(入札参加者への周知)

第6条 契約主管課長は、低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、次に掲げる事項を当該工事又は製造の請負に係る入札公告及び説明書面へ記載するとともに、入札執行に際しては当該事項を説明し、低入札価格調査制度について周知するものとする。

(1) 当該工事又は製造の請負に係る入札が低入札価格調査制度の対象であること。

(2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札者の決定を保留して入札を終了すること。この場合において、その結果は、後日通知することとなること。

(3) 調査対象者は、第1順位者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 調査対象者は、低入札価格調査において事情聴取に協力すること、

及び、事情聴取に協力しない場合は当該入札を無効とすること。

(5) 調査対象者は、開札をした日の翌日から起算して3日（我孫子市の休日に関する条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）は算入しない。）以内に、発注主管課長から指定された書類を提出しなければならないこと及び当該書類を提出期限までに提出しない場合は入札を無効とすること。

(6) 失格基準価格の設定の有無

(7) 失格基準価格を下回った入札は、失格となること。

（入札の執行）

第7条 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して落札者の決定について保留する旨を宣言し、かつ、当該入札に係る落札者については、後日決定する旨を告げて入札を終了しなければならない。

2 調査対象者のうち、失格基準価格を下回る価格をもって入札した者は、失格とする。

（調査の実施）

第8条 発注主管課長は、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、直ちに、調査対象者に対し別表第1に掲げる様式その他市長が低入札価格の調査のために必要と認める書類（以下「低入札価格調査報告書等」という。）又は低入札価格調査辞退届（様式第1号）の提出を求めるものとする。

2 低入札価格調査報告書等の提出期限は、開札をした日の翌日から起算して3日（休日は算入しない。）以内とする。

3 発注主管課長は、第1項の低入札価格調査報告書等の提出があったときは、内容を確認し、必要に応じて調査対象者から聴取の上、低入札価格調査表（様式第2号）を作成しなければならない。ただし、第1順位者以外の調査対象者については、第1順位者の入札が失格又は無効となった場合に聴取の実施及び低入札価格調査表の作成を行うものとする。

4 発注主管課長は、第2項に定める期限までに低入札価格調査報告書等を提出しない者がいる場合は当該者の調査を中止し、又は、当該者に対する調査を開始していないときは以後調査を実施しないものとする。調査対象者が、低入札価格調査辞退届を提出した場合も同様とする。

5 発注主管課長は、第3項の低入札価格調査表を作成したときは、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査表の提出について（様式第3号）に当該低入札価格調査表を添付の上、我孫子市低入札価格調査会に提出し、審査を求めなければならない。

（我孫子市低入札価格調査会の審査）

第9条 我孫子市低入札価格調査会は、前条第5項の規定により審査の求めがあったときは、速やかにその内容を審査しなければならない。

2 我孫子市低入札価格調査会は、低入札価格調査表について、別表第2に定める基準に従い、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かの審査を行うものとする。

3 我孫子市低入札価格調査会は、審査結果を低入札価格調査会での審査結果について（様式第4号）により、発注主管課長へ通知する。

（審査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められる場合の措置）

第10条 契約主管課長は、我孫子市低入札価格調査会が前条の審査の結果、第1順位者を落札者と決定することが適当と認めたときは、その結果を直ちに当該第1順位者にあつては落札者決定通知書（様式第5号）により、第1順位者以外の入札者にあつては入札結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。ただし、電子入札を執行した場合には、電子入札システムにより通知するものとする。

（審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置）

第11条 契約主管課長は、調査会が第9条の審査の結果、当該第1順位者を

落札者と決定することが不相当と認めたときは、その結果を直ちに当該第1順位者に対し審査結果通知書（様式第7号）により通知するとともに、次順位者を落札者と決定するものとする。

2 契約主管課長は、前項の規定により第1順位者を落札者としなない決定をした場合において、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回っていたときは、前項の規定にかかわらず、当該次順位者について、第8条からこの条までの規定に定めるところにより調査を実施し、必要な措置を講ずるものとする。

3 契約主管課長は、前2項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、当該落札者にあつては落札者決定通知書により、当該落札者以外の入札者にあつては入札結果通知書により通知するものとする。ただし、電子入札を執行した場合には、電子入札システムにより通知するものとする。

（第1順位者以外の入札者の入札価格が予定価格の制限に達していない場合の措置）

第12条 契約主管課長は、前条第1項の規定により第1順位者を落札者としなない決定をした場合において、第1順位者以外の入札者の入札価格が予定価格の制限に達していないときは、当該低入札価格調査に係る入札は、不調とする。

2 契約主管課長は、前項の規定により当該低入札価格調査に係る入札を不調としたときは、当該入札参加者に対し入札結果通知書（不調）（様式第8号）により通知するものとする。ただし、電子入札を執行した場合には、電子入札システムにより通知するものとする。

（我孫子市低入札価格調査会の設置）

第13条 低入札価格調査制度を公平に、かつ、的確に実施し、入札価格の適正化を図るため我孫子市低入札価格調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(任務)

第14条 調査会の任務は、工事又は製造の請負の入札に係るもので当該入札に係る落札価格が調査基準価格を下回ったものについて、その価格による契約の履行が適正になされるか否かについて、調査審議し、その結果を市長に報告するとともに、発注主管課長に通知することとする。

(組織)

第15条 調査会は、次に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

総務部長 契約検査室長 施設管理課長 道路課長 交通課長 下水道課長 治水課長 建築住宅課長 公園緑地課長 市街地整備課長 発注主管課長
--

2 調査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長には総務部長を、副委員長には契約検査室長をもって充てる。

3 委員長は、会務を取りまとめ、調査会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 調査会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 調査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第17条 調査会の庶務は、総務課契約検査室において処理する。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか調査会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の我孫子市低入札価格調査実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

別表第1（第8条関係）

様式 番号	様式名
9	低入札価格調査報告書
10	当該価格により入札した理由
11	積算内訳書
12	共通仮設費（率計上分）内訳書
13	現場管理費内訳書
14	一般管理費等内訳書
15	下請予定業者等一覧表
16	配置予定技術者名簿
17	手持ち工事の状況
18	本工事の施工場所と入札者の事務所、倉庫等との関係
19	資材（機器）購入予定先一覧
20	手持ち資材の状況
21	手持ち機械の状況
22	機械リース元一覧
23	労務者の確保計画
24	工種別労務者配置計画
25	建設副産物の搬出地
26	建設副産物の搬出及び資材（機器）等の搬入に関する運搬計画書
27	施工体制台帳
28	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
29	財務状況

備考 発注主管課長により指定のあった様式のみ提出するものとする。

別表第2（第9条関係）

価格以外の失格判定基準

項目	内容
1 設計仕様等に適合しない場合	1 発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満たしていない場合 2 材料及び製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質及び規格を満たしていない場合
2 積算内訳書算出根拠が適正でない場合	1 算出根拠が明確でない場合 2 金額が一括計上されている場合 3 下請見積額を下回る積算額が計上されている場合 4 下請見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合 5 資材（機器）購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 6 監理技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合 7 下請予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられておらず、積算内訳書記載額がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合
3 建設副産物の処理が適正でない場合	1 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合 2 建設副産物の搬出予定地及び処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合
4 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合	1 監理技術者等が重複専任になる場合 2 法令等に違反する場合
5 上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合	1 入札日から過去1年以内において賃金不払等で送検（労働基準監督署から検察庁へ書類送検）を受けている場合（ただし、不起訴となった場合は除く。） 2 入札日から過去1年以内において建設工事紛争審査会から下請代金の未払等で支払を命じる仲裁判断が出された場合（ただし、和解的仲裁判断は除く。） 3 その他市長が認めた場合